

2026 年 8 月 31 日

株主各位

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見治紀

事後交付型株式報酬の権利確定に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 19,600 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 3,111.0 円
4. 給付金額の総額	金 60,975,600 円
5. 現物出資財産の内容及び 価額	当社の海外子会社幹部従業員 7 名を対象として、当社又は当社の子会社よりそれぞれ付与された、当社又は当社の子会社に対する金銭報酬債権合計金 60,975,600 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 3,111.0 円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の海外子会社幹部従業員 7 名 19,600 株
7. 処分株式と引換えにする 財産の給付期日	2026 年 9 月 16 日

以上